

第4回桐生市下水道使用料審議会 議事録

1. 日時 令和7年9月10日 午後1時30分から3時00分まで
2. 場所 水道庁舎 第3会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 13名中10名出席
 - (2) 事務局 水道局長、下水道課長、下水道課業務係長、工務係長、維持係長、境野水処理センター施設係長、業務係

4. 審議会

(1) 審議会

① 答申書（案）について

会長：事前に委員より提出いただきました意見書をお手元に配付いたしました。

ご意見等を伺いながら会議を進行したいと考えております。時間を取りますので、お目通しください。それでは提出委員より意見書の説明をお願いいたします。

A委員：皆さんと作成する本審議会の答申書は、市長に提出した後、新聞等を通じて多くの市民の目に触れるものであります。我々の生活を支える重要なインフラである下水道事業が今後も継続していくためにとの思いから考えた意見となります。よろしくお願ひいたします。

意見1、今回の答申書に使用料改定案を添付しない理由を確認させてください。

会長：前回の諮問は「下水道使用料の改定について」、今回は「適正な下水道使用料のあり方」についてとなりますが、答申書（案）は、今回の審議会前に委員の皆さんに内容を確認いただき、ご意見を伺うためにあらかじめ配布したものです。お手元の資料「使用料改定案 現行との比較」「経費回収率向上へのロードマップ」を添付しようと考えています。

A委員：ありがとうございます。次に意見2「基準内繰入金の考え方について」の確認です。設定単価150円を超えた分を基準内繰入金として一般財源から補填できるという説明だったと記憶しておりますが、基準内外問わず一般会計から繰り入れること自体、受益者負担の考え方から本来あるべきものであるのか疑問があります。国の基準等もあるかと思いますが、公営企業会計の原則に基づく使用料改定を実施すべきと考えます。事務局のご意見を伺います。

事務局：委員ご指摘の「基準内繰入金の考え方について」回答いたします。基準

内繰入金につきましては、毎年度総務副大臣からの通知によって一般会計から繰り出すことができる基準が設けられております。下水道事業では、「雨水処理に要する経費」や「流域下水道の建設に要する経費」、「水質保全のための下水の規制に関する事務に要する経費」、「不明水の処理に要する経費」等が該当いたします。

下水道事業は、受益者負担による独立採算制を原則としておりますが、公共性や公共水域の水質保全に資するための経費につきましては、一般会計からの繰り出しが認められておりすることから、一定の基準内の繰入金については、受け入れることに問題はないと考えております。使用料単価が150円を超える部分につきましては、適切に受け入れることで皆さまに大きな負担とならぬよう使用料改定を検討してまいりました。

また、過去10年間の汚水処理費用の単価につきましては、添付資料「汚水処理原価等の推移」となります。平成29年の料金改定第1段階目、平成30年の第2段階目、令和2年の第3段階目の状況、10年間の平均と企業会計移行後の平均を記載しておりますのでご確認ください。

会長：150円を超えた部分は、雨水等の公共性のあるものに勘定されるという認識ですか？

事務局：雨水については公共性のあるものため、現在も基準内繰入金として受け入れております。分流式経費の会計適用というものがあり、使用料単価150円以上で、単価を超えた場合は基準内、超えない場合は基準外となります。150円を超えた部分については、平成22年地方公営企業決算状況調査の留意事項として総務省より示されたものに基づき繰り入れを行っております。

A委員：ありがとうございます。次に、意見3「使用料改定案の再考および料金体系の見直しについて」です。他市の状況を調査した結果を添付資料「県内12市の下水道使用料金の比較」にまとめました。基本使用料、従量使用料、10m³と20m³の排水料金、目安として世帯数を記載しております。

下水処理は、処理水量の増加に伴い処理単価が上昇するものと理解しております。基本使用料と従量使用料からなる料金体系の見直しも含め、公平な負担となっているのか疑問があります。事務局の意見を伺えればと思います。

事務局：委員ご指摘のとおり、汚水処理量の増加に伴い、維持管理費等必要経費も増加となるため、処理費用は増加いたします。従量使用料の改定は影響

が大きいものとなることから、現段階では基本使用料のみの改定を考えております。汚水処理費用の状況によっては、今後従量使用料の改定も検討しなければなりません。

次に大口利用者の使用状況についてですが、大口利用者の明確な定義はありません。今回の下水道使用料審議会委員の選出にあたり、1月あたり $1,000\text{m}^3$ 、1検針あたり $2,000\text{m}^3$ 使用される方を基準といたしました。様々な業種の事業者から審議会委員の候補者を募るため、1月あたり $1,000\text{m}^3$ といたしました。令和5年度決算の検針件数で228件、47の事業所が該当し、有収水量は $1,303,526\text{m}^3$ です。全体の検針件数が234,032件ですので、割合はおよそ0.10%、全体の有収水量は $9,702,318\text{m}^3$ ですので、割合は13.44%となります。国が示す基準単価については、委員ご指摘のとおり古い通知となりますが、現状も改定はなく有効なものとなります。今後改定が示された場合、改めて使用料について検討する必要があると考えております。

以上です。

事務局：今回の料金改定につきましては、汚水処理費用をどのように使用料で賄うのかが主旨となります。今後施設改修に伴う減価償却が始まります。減価償却費を使用料で賄うこととなるため、状況に応じ従量使用料の改定も考えなければなりません。順次使用料の改定を検討することとなりますが、前回大幅な改定となりましたこと、現在の社会情勢等を踏まえ、今回は基本使用料のみの改定案といたしました。

A委員：ありがとうございました。ですが、従量使用料を含めず基本使用料のみの改定とすることは、今回の諮問「適正な下水道使用料のあり方」について、十分な答申となるのか。単価も含め料金体系の見直しが必要ではないかとの主旨に対する事務局の回答をお示しください。

事務局：全体的な料金体系の見直しは5年ごとに改定する経営戦略のなかで検討いたします。相対的に10年間の料金体系をどこまで見直すのか、次回改定時の経営状況あらためて判断することになります。現在の経営戦略下では、基本使用料の改定により収益を確保できるものと考えております。

A委員：ありがとうございます。次に、意見4「一般公衆浴場（銭湯）に対する手当について」です。一般公衆浴場は、公衆浴場法を根拠とする都道府県知事からの営業許可が必要であり、県内12件のうち3件が市内にあります。物価統制令及びその施行令の規定に基づき、都道府県知事により統制額（上限額）が指定されるため、入浴料金を自由に設定することができません。添付

資料「県内公衆浴場用使用料の比較」をご確認ください。桐生市は銭湯も一般家庭と同様の料金体系、他市は銭湯独自の料金体系が設定されております。市内のある銭湯に確認した1か月あたりの使用水量を基に、使用料を試算し比較した表を記載いたしました。市内の銭湯は一般会計から支出される市の補助金により使用料の2分の1が補助されますが、他市より大きな負担となっている現状があります。下水道利用事業者の一例として取り上げさせていただきました。

事務局：添付資料「公衆浴場に対する補助金交付要綱」の抜粋をご確認ください。

先程委員からご説明いただきましたとおり、市内3浴場については「桐生市保健衛生対策事業補助金要綱」の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の2分の1が補助金として交付されております。設備改善については、「桐生市公衆浴場業設備改善事業補助金交付要綱」の規定に基づく補助制度が設けられています。また、原油価格及び物価高騰対策事業として実施されました「令和6年度桐生市公衆浴場経営奨励金交付要綱」に基づき、各浴場に50万円の奨励金が交付されております。

担当課にて公衆浴場に対する補助金の交付状況が確認されましたので、現状では下水道条例に規定することは考えておりません。

A委員：ありがとうございます。公共性のある市内一業種の現状ではありますが補助金の増額等を含め、本審議会にて意見が取り上げられた旨、担当課へ報告願います。

会長：答申に盛り込む内容について、皆さんのお見を伺います。

県内他市の料金体系等、様々比較検討いたしましたが、前回見学した境野水処理センターの現状を鑑みると、使用料改定は待ったなしの状況であることに間違いないと思います。

「2 基準内繰入金の考え方について」「3 使用料改定案の再考および料金体系の見直しについて」の内容は盛り込むとして、「4 一般公衆浴場（銭湯）に対する手当について」はどういたしますか。

B委員：公衆衛生の役割を担う業種であること、料金の上限が定められている等の事情は理解しましたが、個別の業種1つ1つの経営状況を踏まえ、本審議会内で協議するのは難しい問題であると考えます。補助金制度も設けられていない業種もあると思います。

C委員：うち1回の請求額が20万円から30万円、年間平均150万円の下水道使用料をお支払いする公的な役割を担う業種あります。個別の業種に

限らず、大変苦労して経営されている市内業者の現状があると思います。委員ご指摘の内容は、別の機会を設け、専門家等を交えた慎重な議論が必要ではないかと考えます。

会長：多くの水を使用する市内業者が存在すること、今後更なる人口減少に伴い使用料収入が減少すること、大口小口利用者の現状を踏まえ公平な負担と総括的に判断することは非常に難しい問題であると思います。使用料改定が必要である認識に相違ないと思いますが、今回の審議内容を踏まえ、早急に答申書（案）を再作成したいと思います。

D委員：令和6年度に改定された令和7年度からの10年間の経営戦略に沿った答申書（案）とするため、もう一度事務局から経営戦略の内容を説明いただけますか。

事務局：今回の経営戦略にて15%から18%の使用料改定の必要性を取りまとめております。事務局といたしましては、現在の答申書（案）は経営戦略を受けた答申として記載いただいており、今回の審議内容を加えていただければと思います。

会長：答申書はどのくらいまでに作成できれば間に合いますか。

事務局：年内にはまとめたいと考えております。

会長：分かりました。次回第5回を最後の審議会とし、10月20日の週に開催したいと思いますが、ご都合いかがですか。

今回の意見を反映した答申書（案）を事前に配布いたしますので、皆さんにお目通しいただければと思います。

各委員：はい。

事務局：それでは20日の週で調整のうえ、決まりましたら事務局よりご連絡させていただきます。お送りする通知に、訂正後の答申書（案）、意見書を同封し、FAX番号とメールアドレスを併せて記載いたしますので、ご意見ございましたら事務局へご返信ください。

事務局：以上で、第4回下水道使用料審議会を終了いたします。次回、第5回は10月20日の週に開催となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。